

答 申 個 第 8 6 号

平成29年12月14日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成29年5月29日付け行総法第3号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

非開示決定処分取消等請求事件の答弁書等の開示決定事案 (諮問個第132号)

別 紙

1 審査会の結論

本件審査請求を却下すべきである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年11月21日に、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により以下の内容の個人情報の開示請求をした。

H28ワ■■の判決文で「強要罪になる」旨の発言があったと認められました。（別紙判決文ページ3の通りです）

つきましては、23.11.1発言（フレーズ）がねつ造（真実を変えている）されている、文書を公開して下さい。対象は二つの裁判です。

1, H27（行ウ）▲▲号

2, H28（ワ）■■号 の中にあります。フレーズが「強要罪になる可能性がある」旨発言した、と変わっています。タイトルの部分です。

- (2) 諮問庁は、平成28年12月2日に、条例第19条第1項の規定により以下の個人情報を開示することを決定し、その後、開示を実施する日時を電話により審査請求人と調整したうえ、同月8日付けで個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。また、同日、諮問庁は、個人情報開示決定通知書（以下「通知書」という。）を審査請求人に宛てて発送（京都樫原郵便局留）した。

① 平成27年（行ウ）第▲▲号非開示決定処分取消等請求事件の平成27年4月22日付け答弁書

② 平成28年（ワ）第■■号慰謝料請求事件の平成28年3月8日付け答弁書及び平成28年5月20日付け被告第1準備書面

- (3) 審査請求人は、開示の日時である平成28年12月16日午前11時に来庁しなかった。そのため、諮問庁から審査請求人に架電したところ、審査請求人は入院しているとのことであったため、退院後に改めて開示の日時を調整することとなった。

- (4) 平成29年1月12日頃、通知書が、京都樫原郵便局から諮問庁に対し、保管期間の経過により返還された。諮問庁は、同月18日に、再度、通知書を審査請求人に宛てて郵送した。

- (5) 審査請求人は、平成29年4月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本案前の弁明

本件審査請求は、却下するべきものとする。

(2) 本案前の弁明の理由

ア 当庁は、本件処分に係る通知書を、平成28年12月8日に審査請求人に宛てて発送（京都檜原郵便局留）した。一方、本件審査請求は、平成29年4月28日にされたものである。したがって、本件審査請求は、法定の期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月）を経過した後にされたものである可能性がある。

イ この点について、審査請求人は、通知書を、「病気で入院中、その後も完治せず、早くともH29.2.22 postで受取」ったため、本件処分があったことを同年2月22日に知ったと主張している。

しかし、審査請求人の上記主張には、疑義がある。すなわち、①審査請求人がいつまで入院していたのかが明らかでない。②留置郵便物の留置期間は10日間である（内国郵便約款第78条第1項及び注参照）ため、審査請求人が平成29年2月22日に配達を受けたというのは不自然である。ウ これらの疑義については、審査請求人により、明らかにされる必要がある。そのうえで、本件審査請求が、法定の期間経過後にされたものであると認められる場合には、当然、本件審査請求は、却下されなければならない。

(3) 本案における弁明

本件審査請求は、認容するべきものとする。

(4) 本案における弁明の理由

ア 本件処分は、開示の決定であるため、審査請求人に処分の取消しを求める法律上の利益がないとも考えられる。しかし、審査請求人は、本件処分における文書の特定に誤りがあることを主張しているものと解されるところ、審査請求人が真に求めている文書が、当庁が開示することとした文書と異なるのであれば、当庁としても、本件処分を維持する必要はない。

一方で、審査請求人は、本件審査請求の理由を、「私が請求したのは「強要罪になる」と発言したことが分る文書です。そのページだけでもいいのです。」としているが、当庁は、このような審査請求人が真に求めている個人情報に照応する文書を保有していない。

イ そこで、当庁としては、一旦本件処分を取り消したうえで、本件処分に係る個人情報開示請求に対し、改めて不存在による非開示決定処分を行うことが適当であるとする。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 病気で入院中、その後も完治せず、早くともH29. 2. 22 postで受取る。
処分があったことを知った年月日 平成29年2月22日
- (2) 私が請求したのは「強要罪になる」と発言したことが分る文書です。そのページだけでもいいのです。
- (3) 私は前提が真実と乖離している文書は「市民から見れば何かの間違い、偽物？」と存知ます。前提も含め十分に調査の上開示してたもれ〜っと。!!!!!!!!!!!!!!
- (4) ①11月の事件はH25/11/18付京都市の見解文書。
②8月の事件は京都市長名H24/12/26付回答だと録音したのです。
行総法様は、前提も含め、当区の●●課長に確認の上もう一度よく探して下さい。そして2枚とも開示して下さい。
- (5) 前提が真実（私と職員の事実）と違うから、開示されても、市民の側は全く意味がありません。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求の適法性について

本件審査請求に関しては、上記2のとおり、本件処分が平成28年12月8日に行われているところ、これに対する本件審査請求は平成29年4月28日に行われている。この間、3箇月を超える期間が経過していることから、当審査会では、本件審査請求が、行政不服審査法第18条第1項に規定する審査請求期間内に行われた適法なものかどうかを判断する必要があるため、以下検討する。

ア 審査請求期間に関して、審査請求人は、審査請求書において、処分があったことを知った年月日を平成29年2月22日と記載したうえ、「病気で入院中、その後も完治せず、早くともH29. 2. 22 postで受取る。」と主張している。

イ これに対して諮問庁は、以下のとおり主張する。

(ア) 当庁は、通知書を、平成28年12月8日に審査請求人に宛てて発送（京都樫原郵便局留）した。一方、本件審査請求は、平成29年4月28日にされたものである。したがって、本件審査請求は、法定の期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月）を経過した後にされたものである可能性がある。

(イ) この点について、審査請求人は、通知書を、「病気で入院中、その後も完治せず、早くともH29. 2. 22 postで受取」ったため、本件処分があったことを平成29年2月22日に知ったと主張している。

しかし、審査請求人の上記主張には、疑義がある。すなわち、①審査請求人がいつまで入院していたのが明らかでない。②留置郵便物の留置期間は10日間である（内国郵便約款第78条第1項及び注参照）ため、審査請求人が平成29年2月22日に配達を受けたというのは不自然である。（ウ）これらの疑義については、審査請求人により、明らかにされる必要がある。そのうえで、本件審査請求が、法定の期間経過後にされたものであると認められる場合には、当然、本件審査請求は、却下されなければならない。

ウ 行政不服審査法第18条第1項では、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（中略）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているところ、「処分があったことを知った日」とは、農業用宅地買収計画並に裁決取消請求事件（昭和27年11月20日最高裁判所第一小法廷）によると「当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により、処分の存在を「現実を知った日」のことで、抽象的な知りうべかりし日ではないが、社会通念上処分のあったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分のあったことを知ったものと推定される」旨が示されている。

エ 本件審査請求についてみると、諮問庁は、審査請求人に対して電話にて連絡したうえ、平成28年12月8日付けで本件処分に係る通知書を郵便局留めにより送付している。しかし、同月16日、諮問庁は、審査請求人から入院中である旨を電話で確認しており、平成29年1月12日頃、通知書が京都樫原郵便局から諮問庁に対し、保管期間の経過により返還されている。その後、諮問庁は、同月18日に、再度、通知書を審査請求人に宛てて郵送している。

オ 審査請求人に対して通知書を郵送した平成29年1月18日以降、再度諮問庁に通知書が返送されておらず、かつ、審査請求人が本件処分に対する本件審査請求を行っていることからすれば、同日付けで郵送した後に、審査請求人は通知書を受け取っているものと認められる。

カ そして、京都市役所から樫原郵便局に対して郵便物を送付する場合、通常、翌日には届くことが郵便局のホームページにおいて確認することができることからすれば、審査請求人は、平成29年1月19日に通知を受け取ることができる状態であったと推定することができる。

キ 平成29年1月19日に通知を受け取ったのであれば、審査請求書が提出された同年4月28日は、処分があったことを知った日の翌日である同年1月20日から起算して3箇月を超えており、本件審査請求は不適法であると考えられる。

ク ところで、行政不服審査法第18条第1項ただし書きでは、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、正当な理由がある場合、審査請求期間が3箇月を超えた場合にあっても、例外的に審査請求を行うことが可能であると規定している。

ケ 審査請求人は、既述のとおり、審査請求期間において入院していた旨を主張しており、これは審査請求を経過したことに関する「正当な理由」があることについての主張と解されるが、諮問庁が弁明書において、入院期間等についての釈明を求めている中で、それに対する反論書においては、当該入院の事実の有無、入院期間、入院時の状況など、具体的な事情及び証拠については審査請求人からは何ら言及されていない。

コ 審査請求期間が経過したことに係る正当な理由は、審査請求人しか主張することのできないものであり、また、上記6(1)ウに記載のとおり、「社会通念上処分のあったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分のあったことを知ったものと推定される」と解されていることからすれば、審査請求人は正当な理由に関して、自ら説明又は反証する必要があると解される。しかし、審査請求人からは何ら具体的な説明等がなされていない以上、当審査会では審査請求人が請求期間を経過したことに関する正当な理由があったと認めることはできない。

サ したがって、当審査会は、本件審査請求について、審査請求期間を経過した後に行われた不適法なものであると判断する。

(2) 以上により、審査請求人のその他の主張については判断する必要はなく、本件審査請求について「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 5月29日 諮問
6月28日 諮問庁からの弁明書の提出
8月 1日 審査請求人からの反論書の提出
11月 2日 審議（平成29年度第7回会議）
12月14日 審議（平成29年度第8回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）